

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1042 号（諮問第 1682 号）

件名：事務連絡の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 12 月 8 日

2 原処分

令和 4 年 1 月 27 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、事務連絡（平成 29 年 7 月 31 日付け）（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、事件番号及び原告の氏名を不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 2 月 28 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 4 月 12 日

5 答申

令和 5 年 3 月 29 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件行政文書の一部開示決定において、事件番号及び原告の氏名を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の訴訟について平成 29 年 7 月 31 日付けでなされた事務連絡である。

処分庁は、事件番号及び原告の氏名を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、各不開示部分はいずれも、条例第7条第2号に規定される不開示情報に該当しない、仮に上記主張が認められないとしても、不開示とした事件番号の一部は条例第8条第2項により部分開示されるべきである旨を主張していることから、事件番号及び原告の氏名が条例第7条第2号に該当するか、また、事件番号の部分開示の可否について、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

事件番号は、裁判所において事件を受理した場合に順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないから、当該事件が係属する裁判所名が判明している場合に、その事件番号が判明すれば、当該事件を特定することが可能となるものである。そして、裁判所で受理する事件においては、当事者が個人である場合にはその個人が訴訟活動を行うほか、当事者が個人又は法人のいずれである場合にも、当事者又は関係者等の個人の活動や状況等の内容が記載された主張書面や書証が提出され、これらの個人が人証として供述や証言をする等、審理の過程において様々な態様で個人の関与が予定されており、その関与の内容が訴訟記録に記載されることとなる。したがって、一般に、事件番号は、上記のような様々な態様で個人の関与が予定されている事件につき、その識別を行うための番号として、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報であるというべきである。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、当該事件の係属する裁判所名が明らかにされていることが認められることから、不開示とした事件番号と併せてみることにより、当該事件が特定され、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第7条により準用される民事訴訟法(平成8年法律第109号)第91条に基づき、何人も、裁判所書記官

に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができることから、訴訟関係者である特定の個人を識別することができることとなる。

したがって、不開示とした事件番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当することから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、原告の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

訴訟記録の閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開示されることがあるとしても、このことをもって、事件番号や原告の氏名といった訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公にすることが予定されているものと解することはできない。

また、最高裁判所のウェブサイトにて現に掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、慣行として公にされている情報であると解すべきであるが、当審査会において事務局を通じて確認したところ、本件訴訟に係る判決書が最高裁判所のウェブサイトに掲載されている事実は認められなかった。

これらのことからすれば、不開示とした事件番号及び原告の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、同号ただし書イには該当しない。さらに、これらの情報が同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

エ よって、不開示とした事件番号及び原告の氏名は、条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第8条第2項による部分開示の可否について

条例第8条第2項は、個人に関する情報から、氏名、生年月日等の特定の個人を識別することができることとなる記述等を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる部分が残るときは、同条第1項の適用による部分開示について定めたものである。

事件番号は、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号といった構成要素が一体となった識別番号として特定の個人を識別することができることとなる記述等に該当することから、その一部のみを

開示することはできない。

よって、条例第8条第2項による部分開示は適当ではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。